

第51号議案

芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(芦屋市事務分掌条例の一部改正)

第1条 芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び母子福祉」を「並びに母子及び父子福祉」に改める。

(芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第13号を次のように改める。

(13) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童を監護する加入者又は高確法の被保険者をいう。

第3条第1項第3号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

(芦屋市援護資金貸付条例の一部改正)

第3条 芦屋市援護資金貸付条例（昭和45年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「いとなんでいる者」を「営んでいる者」に、「以下の者」を「以下のもの」に改め、同条第4号中「世帯更生資金、母子及び寡婦福祉法」を「資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第3条第1項の表中「すえ置期間」を「据置期間」に、「無利子)」を「は無利子)」に、「認めた者」を「認めたもの」に改める。

第4条中「うえ、援護資金貸付け申込書（様式第1号）」を「上、所定の申込書」に改める。

第5条第1項ただし書中「繰上げ償還」を「繰上償還を」に改める。

（芦屋市福祉金条例の一部改正）

第4条 芦屋市福祉金条例（平成元年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第3号中「配偶者と死別又は離別した」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市事務分掌条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い，関係条例の規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 福祉部及びこども・健康部の事務分掌に係る規定の整備（第1条関係）
- (2) 次に掲げる条例で引用する法律の名称「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。（第2条から第4条まで関係）
 - ア 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例
 - イ 芦屋市援護資金貸付条例
 - ウ 芦屋市福祉金条例
- (3) 父子家庭の父に係る定義規定の整備（第2条及び第4条関係）
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年10月1日

母子及び父子並びに寡婦福祉法抜粋（平成26年10月1日施行）

（定義）

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- (1) 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない女子
- (3) 配偶者から遺棄されている女子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- (1) 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (3) 配偶者から遺棄されている男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

（第3項から第6項まで省略）

母子及び寡婦福祉法施行令抜粋

（法第6条第1項第6号に規定する政令で定める女子）

第1条 母子及び寡婦福祉法（以下「法」という。）第6条第1項第6号に規定する

政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- (2) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの